

豊島区公共工事の前金払取扱要綱

平成 21 年 1 月 20 日
総務部長決定

制定 昭和 49 年 4 月 1 日

改正 昭和 55 年 4 月 1 日

平成 4 年 4 月 1 日

平成 11 年 4 月 1 日

全部改正 平成 21 年 1 月 20 日

改正 平成 22 年 3 月 5 日

全部改正 平成 29 年 1 月 23 日

改正 令和 4 年 3 月 4 日

(通則)

第 1 条 豊島区契約事務規則（昭和 39 年豊島区規則第 24 号。以下「規則」という。）による公共工事の前金払に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前金払の対象)

第 2 条 規則第 50 条第 1 項に規定する前金払の対象は、土木工事、建築工事、設備工事（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事等に関する設計、調査、工事監理並びに建設工事等の用に供することを目的とする測量及び機械類の製造（以下「設計等」という。）とする。

(前払金の割合)

第 3 条 規則第 50 条第 1 項に規定する前払金の割合は、建設工事等については契約金額の 4 割、設計等については契約金額の 3 割を超えない範囲内とする。

(前払金の最高限度額)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、前払金の最高限度額は、建設工事等については 1 件の契約につき 4 億円、設計等については 1 件の契約につき 5 千万円とする。

(前金払の制限)

第 5 条 第 2 条の規定により前金払の対象とされる建設工事等及び設計等であっても、次に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、区長が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

- (1) 工期又は委託期間が 40 日未満の建設工事等又は設計等
- (2) 契約金額が 130 万円未満の建設工事等又は設計等
- (3) 支給材料を支給する建設工事等で、契約金額に支給材料の額を加えた額の 3 割以上の材料を支給するもの

2 前各号に定める場合のほか、区長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数整理)

第 6 条 前払金に 10 万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び割合等の明示)

第 7 条 前金払の対象とされる建設工事等及び設計等並びに前払金の割合等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金に関する特約条項)

第 8 条 前払金を支払う契約の契約書には、次に掲げる事項を前払金に関する特約として付するものとする。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (6) 前払金の使途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前金払の請求手続)

第 9 条 前金払の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させたうえで行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事等又は設計等の着手時期を別に指定する場合その他区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 前金払の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第 10 条 規則第 50 条第 2 項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、次の各号に定めるところによる。ただし、前払金を追加払する場合においても前払金の合計額は、建設工事等については 4 億円、設計等については 5 千万円

を超えることができないものとする。

(1) 契約金額を増額した場合 増額後の契約金額に第3条に規定する前払金の割合(当初の前払金の支給率が当該支給率を下回るときは、当初の前払金の支給率とする。以下第2号において同じ。)を乗じて得た額(10万円未満の端数は切り捨てる。以下第2号において同じ。)から支払済みの前払金を差し引いた額

(2) 契約金額を減額した場合 支払済みの前払金の額から、減額後の契約金額に第3条に規定する前払金の割合を乗じて得た額を差し引いた額

2 規則第50条第2項の規定により前払金を追加払いするときは、当該契約変更の日以降、第11条により保証契約変更後の保証証書を区に提出させたいうで、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規則第50条第2項の規定により、前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。

4 規則第50条第2項の規定において、建設工事等及び設計等における残りの工期及び委託期間が30日未満のとき、その他区長が必要ないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第11条 規則第50条第2項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 既定の工期又は委託期間が延長された場合には、区長が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。

3 規則第50条第2項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期又は委託期間が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払いの限度額)

第12条 前払金を支払った建設工事等について部分払をするときは、規則第51条第2項の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} = \text{既済部分の代価} * 9/10 - \text{前払金額} * \text{既済部分} / \text{契約金額}$$

(前払金の使途制限)

第 13 条 前払金は、当該前払金に係る建設工事等又は設計等に必要経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第 14 条 規則第 50 条第 3 項の規定により前払金を返還させる場合において、当該建設工事等又は設計等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第 50 条第 3 項の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に年 5 パーセント（年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）の率を乗じて得た額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

(2 年度以上にわたる工事の前金払)

第 15 条 2 年以上にわたる建設工事等にあつては、前金払は契約金額の 4 割に相当する額（最高限度額 4 億円）を、2 年以上にわたる設計等にあつては、前払金は契約金額の 3 割に相当する額（最高限度額 5 千万円）を支払うものとする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該建設工事等又は設計等の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は、支払済額として整理するものとする。

2 前項後段の規定は、事故繰越その他により次年度に繰り越される建設工事等又は設計等に係る前払金についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第 16 条 債務負担行為に基づく建設工事等又は設計等であるため、第 5 条第 2 項の規定により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

(適用期間)

第 17 条 この要綱は、昭和 49 年 4 月 1 日以後の入札に係る工事請負契約（入札によらない工事請負契約にあつては、同日以後の締結に係るものとする。）について適用する。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 1 月 23 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の改正規定は、別に定める日から適用する。
- 2 平成 21 年 1 月 23 日以後の入札公告等に係る契約（入札によらない契約にあっては、同日以後の締結に係るものとする。）について適用する。
- 3 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成 17 年豊島区訓令甲第 2 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、総務部長の決定区分とする。
- 4 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の豊島区公共工事の前金払取扱要綱の規定により処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の豊島区公共工事の前金払取扱要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以後に行われる入札公告等に係る契約（入札によらない契約にあっては、同日以後の締結に係るものとする。）について適用し、平成 22 年 3 月 31 日以前に行われる入札公告等に係る契約（入札によらない契約にあっては、同日以前の締結に係るものとする。）については、従前の規定により処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる入札公告等に係る契約（入札によらない契約にあっては、同日以後の締結に係るものとする。）について適用し、平成 29 年 3 月 31 日以前に行われる入札公告等に係る契約（入札によらない契約にあっては、同日以前の締結に係るものとする。）については、従前の規定により処理するものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に行われる入札公告等に係る契約（入札によらない契約にあっては、同日以後の締結に係るものとする。）について適用し、令和 4 年 3 月 31 日以前に行われる入札公告等に係る契約（入札によらない契約にあっては、同日以前の締結に係るものとする。）については、従前の規定により処理するものとする。